

AUTOSPEC. WARRANTY SYSTEM 保証特約事項

1. 保証の内容

- ① 弊社でお買い上げ頂き納車した自動車を構成する部品の中で、保証書に記載されている保証箇所に弊社の責任による不具合が発生し、且つ、弊社がその不具合を確認した場合は保証書に記載された保証期間とその条件に従い弊社及び弊社が指定するサービス工場での修理に関わる工賃と部品代金を無料にて修理いたします。(以下、保証修理といいます)
- ② 保証修理は部品の交換あるいは補修によって行い、いかなる場合でも自動車本体の交換には応じかねます。
- ③ 保証修理で取り外した部品等は弊社の所有となります。
- ④ 修理時にはリサイクル、リビルト部品も使用いたします。
- ⑤ 保証修理にかかる見積もり費用、代車費用、レンタカー費用はお支払いいたしかねます。

2. 保証書の発行

保証書は弊社の定める保証料を全額お支払いいただき、弊社が表面の必要事項を記入し、捺印することにより発行いたします。

3. 保証期間

保証期間は保証書の発行日（納車日）を始期とし、そこから1年間または累積走行距離が5万kmを超えた時点までとします。但し、メーカーの新車保証期間中の場合、その保証の失効した翌日を始期とします。

4. 保証箇所

保証対象部品は次に示すものを除いたすべての自動車構成部品

項目	保証修理の適用とならない主な部品
社外部品の類	生産時に装着されていない全ての社外部品 (ディーラーオプションのパーツは純正扱いとして適用)
消耗品の類	エンジンオイル・冷却水などの消耗油脂類、タイヤ・ホイール、バッテリー、オイルエレメントやエアクリナーなどのフィルター類、ブレーキパッドやローターなどの消耗品、スパークプラグ、ファンベルトなどのベルト類、ワイパーゴム、ブレード、アーム類、キーレスキーの電池等、ヘッドライト、電球、バルブ等
配線の類	配線、カプラー、ヒューズ等
内装部品の類 <small>(機械的な作動部品ではないため、また故障の要因が操作上のミスや、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため保証適用外)</small>	ホーンパッド・ハンドル・シフトノブ等、ベンチレーテッドグリル（エアコンの吹き出し口）等、ウエザーストリップ・ガラスランラバーなどのゴムシール類、スライドドアレール・スライドドアローラー等、ドアインナーハンドル・ノブ等、シート・シートレール等、インストルメントパネル・メーターパネル等の内装パネル類、グローブボックス・ドアインナートリム・ポケット等の内装パネル
外装部品の類 <small>(機械的な作動部品ではないため、また故障の要因が操作上のミスや、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため保証適用外)</small>	ガラス・サンルーフ等のガラス類、バンパー・エンジンフード・フェンダー等の外板パネル類、ヘッドライトレンズ・テールレンズ等のレンズ類、パワーウィンドーモールド・ドアモールド等のモールド類、アウターハンドル、キーシリンダー等のシリンダー類（イグニッションスイッチは適用）、ドアヒンジ・ドアリンク等、ボンネットダンパー・テールゲートダンパー等、ドアミラーガラス等
装備品の類	カーステレオ、CDやDVDのプレーヤー、ナビゲーション、ETC、レーダー等

5. 保証の対象となる自動車と契機

本保証に加入できる自動車は以下になり、売買契約時にのみ加入できます。

- ① 弊社にて販売した自動車のうち、弊社の定める納車整備を行った自動車
- ② 弊社にて販売した自動車で、初年度登録より経過年数が5年以内、且つ累積走行距離が5万km以内の自動車
- ③ 本保証の契機は被保証車を売買契約するときとします。

6. 保証の継承について

本保証は売買契約締結時の自動車の所有者もしくは使用者に対して行うもので、所有者もしくは使用者以外の保証修理の請求には応じかねます。

また保証期間内に所有者もしくは使用者の名義が変更された場合は、直ちに保証期間が終了し、譲渡人、担保人、使用者、占有者に対して弊社は一切保証いたしません。

7. 保証契約の解除について

弊社が保証契約締結後に下記項目のいずれかに該当する事実を認めた場合に弊社は契約者様との間の保証契約を即座に解除することが出来るものとし、以後の本保証の適用はしないものとする。また弊社は本保証料金の返還その他一切の金銭の支払いを行わないものとしめます。

- ① 違法改造車両となった場合
- ② 本保証の契約者が暴力団、暴力団員などの関係者であることが発覚した場合

8. 保証料金の返還について

本保証の契約に際し、弊社が受け取った保証料金は理由の如何にかかわらず返還することはないとします。

9. 保証しない事項

- ① メーカー及び弊社、弊社指定工場にて定期点検整備を実施しなかった場合。
- ② メーカー及び弊社、弊社指定工場にてメーカー保証満了時における車検整備を行わなかった場合。また、車検時の記録簿のコピーの提示をされなかった場合。
- ③ 弊社及び弊社が指定するサービス工場以外における修理とその費用。またはその修理が原因で発生した故障。
- ④ 純正部品、メーカーが指定する油脂類及び弊社が指定する部品以外の使用による故障。
- ⑤ 自動車の仕様、構造に変更が加えられた場合及び弊社が認めていない改造（エンジンの改造、車高の極端な変更、灯火計器の増設等）に起因する不具合。
- ⑥ 経年劣化あるいは使用摩耗により発生する不具合。（塗装面やメッキなどの自然退色、劣化等）
- ⑦ 一般的に品質、機能上影響の無い軽微な官能的現象（音、振動、操作フィーリング、オイル等のにじみ等）
- ⑧ 地震、台風、水害等の天災ならびに事故、火災に起因する不具合。煤煙、薬品、動物の糞尿、降灰、酸性雨、飛び石、鉄粉、紫外線、いたずら等の外的要因に起因する不具合。
- ⑨ レース、ラリー等の競技使用による酷使、あるいはサーキット等の一般に自動車が行かない特殊な場所、または状態で使用した場合に起因する不具合。
- ⑩ 保守、使用及び整備の不備または間違いによる不具合。
- ⑪ 遠距離出張にかかる出張経費、引き取りにかかる費用、レッカーサービスの費用、その他保証修理に関わる2次的な費用あるいは補償（交通費、通信費、代車費用、休業補償、商業損失等）

10. お客様にお守りしていただく遵守事項

次の事項が守られていない場合には保証修理をお断りする事がありますのでご了承下さい。

- ① 日常点検（高速走行前の点検等）の実施
- ② 法令及び弊社、メーカーが指定する定期点検整備の実施
- ③ 自動車の取扱説明書に示す取扱方法及び仕様に基づいた正しい仕様

11. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、基本お車を弊社までお持ちいただき、保証書をご提示の上修理をお申し付け下さい。お車ならびに保証書のご提示がなされない場合は保証修理をいたしかねますのでご了承ください。

※自動車の不働等により弊社もしくは弊社指定のサービス工場にお持ちいただくのが困難な場合には弊社担当営業にご連絡ください。